

保育所設置認可事務等取扱要綱

第1 目的

この事務取扱要綱制定の趣旨は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号。以下「条例」という。）及び沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号。以下「条例施行規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、県内保育所の設置認可及び認可事項の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を図るものである。

第2 認可申請に係る審査等

1 定員

保育所の定員は20人以上とする。

2 設置経営主体

私立保育所の設置経営主体は、社会福祉法人、学校法人その他多様な主体とする。
なお、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)による。

3 土地・建物

保育所の設置に必要な土地及び建物については、抵当権が設定されていないこととし、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。

なお、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）による。

4 設備

(1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合には、条例施行規則第14条第3号に規定する要件を満たすとともに、「児童福祉施設最低基準の一部

改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。

- (2) 保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用する場合は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）による。
- (3) 屋上を屋外遊戯場として利用する場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」による。
- (4) 条例第46条の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合は、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。
- (5) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第51号）附則第2項に規定する乳児室の面積に係る経過措置については、平成30年3月31日限りとする。

5 職員

- (1) 条例施行規則第16条に定める必要保育士数については、次に掲げるとおりとする。

ア 必要保育士数は次の算式により算出すること。

$$\text{必要保育士数} = (\text{0歳児の数} \times 1 / 3) + (\text{1・2歳児の数} \times 1 / 6) + (\text{3歳児の数} \times 1 / 20) + (\text{4歳以上児の数} \times 1 / 30)$$

※ 年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

- イ 必要保育士数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満の勤務をいう。）の保育士を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）による。

- ウ 施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士を必要保育士数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

$$\text{常勤換算数} = \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士の1ヶ月勤務時間数の合計} \div \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員}$$

の1ヶ月の勤務時間数（小数点以下の端数処理を行わない。）

エ 私立保育所においては、次の算式による保育士正規雇用率が6割以上とするよう努めること。

$$\text{保育士正規雇用率} = \frac{\text{正規雇用保育士数}}{\text{公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数}}$$

※ 正規雇用保育士は別表に定める労働者のいずれかに該当する保育士とすること。

(2) 条例第47条第1項ただし書の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）による。

6 分園の設置

「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

なお、分園を設置する場合は、次のとおり事前に協議し、知事の承認を受けた上で、第3の2に規定する事項変更届を提出すること。

(1) 公立保育所の分園を設置しようとする市町村は、分園設置事前協議書（別記様式1）及び添付書類を、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所の分園を設置しようとする者は、分園設置事前協議書（別記様式1）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

事前協議書を受け付けた市町村長は、内容を確認の上、意見書（別記様式第2号）を添えて、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

7 夜間保育所の設置

夜間保育所の設置認可については、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）による。

8 その他

私立保育所においては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準

等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足すること。

第3 設置等の手続き

1 設置届出・認可申請の手続き

(1) 公立保育所を設置しようとする市町村は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第37条第1項の規定により、児童福祉施設（保育所）設置届（別記様式第3号）及び添付書類を、設置を予定する日の1月前までに、当該市町村を所管する県福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所の設置認可を受けようとする者は、法第35条第4項並びに法施行規則第37条第2項及び第3項の規定により、児童福祉施設（保育所）設置認可申請書（別記様式第4号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

申請書を受け付けた市町村長は、申請内容を確認の上、意見書（別記様式第5号）を添えて、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

(3) 法第56条の8第1項に基づき、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定を受けて、公私連携型保育所を設置しようとする者は、同第3項の規定により、公私連携型保育所設置届（別記様式10号）（以下「公私連携設置届」という。）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

公私連携設置届を受け付けた市町村長は、内容を審査の上、適当と認めた場合は、設置を予定する日の3月前までに、次に掲げる書類を添付し知事に提出するものとする。

ア 設置主体が提出するもの

第3の1(2)に定める書類

イ 市町村が提出するもの

① 意見書（別記様式第2号）

② 公私連携保育法人として指定した文書の写し及び協定書（市町村長による原本証明がなされているもの）

2 設置届出・認可事項変更の手続き

(1) 公立保育所の届出事項の変更手続きは次のとおりとする。

ア 法施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする市町村は、法施行規則第37条第4項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第6号）及び添付書類を、原則として変更予定日の1月前までに、当該市町村を所管する県福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

イ 法施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項の変更をした市町村は、法施行規則第37条第5項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第7号）及び添付書類を、変更のあった日から起算して1月以内に、当該市町村を所管する県福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所（公私連携型保育所を含む。）の認可事項の変更手続きは次のとおりとする。

ア 法施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする者は、法施行規則第37条第6項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第6号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認の上、原則として変更予定日の1月前までに、知事に提出するものとする。

イ 法施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項の変更をした者は、法施行規則第37条第5項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第7号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認の上、変更のあった日から起算して1月以内に知事に提出するものとする。

3 廃止・休止の手続き

(1) 公立保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、法第35条第11項及び法施行規則第38条第1項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）届（別記様式第8号）及び添付書類を、廃止又は休止しようとする日の3月前までに、当該市町村を所管する県福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所（公私連携型保育所を含む。）を廃止又は休止しようとする者は、法第35条第12項及び法施行規則第38条第2項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（別記様式第9号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、申請内容を確認の上、承認を得ようとする日の3月前までに知事に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、保育所分園設置認可申請を知事に提出している者については、第2の6に関わらず、従前のおりとする。

3 施行日前に、法施行規則第37条第4項、第5項又は第6項の手続きに関する書類を市町村長又は県福祉保健所長に提出している者については、第3の2の規定に関わらず、従前のおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

分園設置事前協議書

保育所設置認可事務等取扱要綱第 2 の 6 の規定により、保育所分園を設置したいので、関係書類を添えて協議します。

		分園の状況	中心保育所の状況
施設名			
所在地			
設置主体			
運営主体			
所有 関係	土地	借地/法人所有/法人所有一部借地	借地/法人所有/法人所有一部借地
	建物	賃借/法人所有/法人所有一部賃借	法人所有
定員		人 (A) + (B)	
定員規模		人 (A)	人 (B)
中心保育所 と分園との 距離・時間		距 離 (〇.〇〇) km 利用交通機関 (徒歩、自動車) 所 要 時 間 (徒歩〇、自動車〇) 分	
分園運営開始予定年月日		年 月 日	
最低基準 適合状況			
分園設置理由			
他施設との 複合状況		なし/あり (〇〇〇と複合している) ※詳細記載	なし

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。
- 2 関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

分園設置に対する市町村長の意見書

市町村長 名

1 管内の状況

(1) 人口等の推移

単位：人

年度					現年					
人口 (3月31日現在)										
出生数 (1月～12月)										
就学前児童数 (3月31日現在)										

注)

- 1 年度の記載については、過去4年、現年度及び5年後までの推計を表示すること。
- 2 人口及び就学前児童数の実績値は、住民基本台帳に基づき前年度までの実績を記載すること。また、推計値は、地方自治法に基づく市町村の基本構想等による推計値を記入すること。
- 3 出生数は、人口動態調査に基づき当該年までの実績を記載すること。

(2) 地域の状況

単位：人

	1号	2号		3号	合計
		教育	その他		
量の見込み（必要利用定員総数）（※1）					0
確保方策（利用定員総数）（※2）	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園					0
保育所					0
認定こども園					0
地域型保育事業					0
確認を受けない幼稚園					0
認可外保育施設					0
確保方策－量の見込み	0		0	0	0
整備中の施設・事業所の予定利用定員総数（※3）					0
支給認定子ども数（〇年〇月1日現在）（※4）					0
待機児童数（〇年〇月1日現在）（※5）					0

注

（※1）市町村子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員総数（申請施設開園予定年度に係るもの）を記載すること。

（※2）意見書提出時点の利用定員総数を記載すること。

（※3）市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の予定利用定員総数（申請施設を除く。）を記載すること。（「整備を行っている」とは施設整備補助金の交付決定等により、整備が確実に行われるものを含む。）

（※4）意見書提出月の初日現在の支給認定子ども数を記載すること。

（※5）意見書提出月の初日現在の待機児童数を記載すること。

3 市町村長の意見

--

書 類 番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

設置者

市町村長 名

児童福祉施設（保育所）設置届

児童福祉法第35条第3項並びに児童福祉法施行規則第37条第1項の規定により児童福祉施設（保育所）を設置したいので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称						施設の種類	保育所
施設の所在地							
事業開始予定年月日	年		月		日		
運営の方法							
1 定員	定員 名						
	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計	
2 職員	施設長	人	保育士	人	調理員	人	
	その他	人			合計	人	
3 開所時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分						
4 保育時間	標準時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	短時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午前 時 分						
	：午後 時 分 ~ 午後 時 分						
幹部職員(施設長)	氏名						
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面							
収支予算書							

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。
- 2 関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法第 3 5 条第 4 項並びに児童福祉法施行規則第 3 7 条第 2 項の規定により児童福祉施設（保育所）を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

施設の名称						施設の種類	保育所
施設の所在地							
事業開始予定年月日	年 月 日						
運営の方法							
1 定員	定員 名						
	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計	
2 職員	施設長	人	保育士	人	調理員	人	
	その他	人			合計	人	
3 開所時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分						
4 保育時間	標準時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	短時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午前 時 分						
	：午後 時 分 ~ 午後 時 分						
幹部職員(施設長)	氏名						
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面							
収支予算書							

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。
- 2 関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

児童福祉法第35条第7項に基づく協議に対する市町村長の意見書

市町村長 名

1 管内の状況

(1) 人口等の推移

単位：人

年度					現年					
人口 (3月31日現在)										
出生数 (1月～12月)										
就学前児童数 (3月31日現在)										

注)

- 1 年度の記載については、過去4年、現年度及び5年後までの推計を表示すること。
- 2 人口及び就学前児童数の実績値は、住民基本台帳に基づき前年度までの実績を記載すること。また、推計値は、地方自治法に基づく市町村の基本構想等による推計値を記入すること。
- 3 出生数は、人口動態調査に基づき当該年までの実績を記載すること。

(2) 地域の状況

単位：人

	1号	2号		3号	合計
		教育	その他		
量の見込み（必要利用定員総数）（※1）					0
確保方策（利用定員総数）（※2）	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園					0
保育所					0
認定こども園					0
地域型保育事業					0
確認を受けない幼稚園					0
認可外保育施設					0
確保方策－量の見込み	0		0	0	0
整備中の施設・事業所の予定利用定員総数（※3）					0
支給認定子ども数（〇年〇月1日現在）（※4）					0
待機児童数（〇年〇月1日現在）（※5）					0

注

（※1）市町村子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員総数（申請施設開園予定年度に係るもの）を記載すること。

（※2）意見書提出時点の利用定員総数を記載すること。

（※3）市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の予定利用定員総数（申請施設を除く。）を記載すること。（「整備を行っている」とは施設整備補助金の交付決定等により、整備が確実に行われるものを含む。）

（※4）意見書提出月の初日現在の支給認定子ども数を記載すること。

（※5）意見書提出月の初日現在の待機児童数を記載すること。

3 市町村長の意見

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

児童福祉施設（保育所）事項変更届

児童福祉法施行規則第 37 条第 4 項（第 6 項）の規定により、届出（認可）事項を次のとおり変更するので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称		施設の種類	保育所
施設の所在地			
変更予定年月日	年	月	日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 認可定員 <input type="checkbox"/> 建物・設備の規模・構造 <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 法人等設置主体の代表者 <input type="checkbox"/> 法人等設置主体の名称、主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 分園の設置 ※該当する事項にチェック <input checked="" type="checkbox"/> すること		
【変更前】	【変更後】		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。
- 2 変更内容及び関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

児童福祉施設（保育所）事項変更届

児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により、届出（認可）事項を次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称		施設の種類	保育所
施設の所在地			
変更年月日	年 月 日		
変更する事項	<input type="checkbox"/> 施設の名称 <input type="checkbox"/> 施設の位置（同一の位置で表記が変更の場合） ※該当する事項にチェック☑すること		
【変更前】	【変更後】		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。
- 2 変更内容及び関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

設置者

市町村長 名

児童福祉施設（保育所）廃止（休止）届

児童福祉法第 3 5 条第 1 1 項及び児童福祉法施行規則第 3 8 条第 1 項の規定により、次のとおり廃止（休止）するので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名 称		施設の種類	保育所
施設の所在地			
廃止又は休止の理由			
入所させている者の処置			
廃止の場合 廃止の年月日及び 財産の処分方法			
休止の場合 休止の予定期間			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。
- 2 廃止の場合は、条例の写し等関連資料を添付すること。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書

児童福祉法施行規則第35条第12項及び児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により、次のとおり廃止（休止）したいので、関係書類を添えて申請します。

施設の名称		施設の種類	保育所
施設の所在地			
廃止又は休止の理由			
入所させている者の処置			
廃止の場合 廃止の年月日及び 財産の処分方法			
休止の場合 休止の予定期間			

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

書 類 番 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

公私連携型保育所設置届

児童福祉法第 5 6 条の 8 第 3 項の規定により、公私連携型保育所を設置したいので、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名 称						施設の種類	保育所
施設の所在地							
事業開始予定年月日	年		月		日		
運営の方法							
1 定 員	定員 名						
	乳 児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児以上	合 計	
2 職 員	施設長	人	保育士	人	調理員	人	
	その他	人			合計	人	
3 開所時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分						
4 保育時間	標準時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	短時間認定：午前 時 分 ~ 午後 時 分						
	延長保育：午前 時 分 ~ 午前 時 分						
	：午後 時 分 ~ 午後 時 分						
幹部職員(施設長)	氏 名						
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面							
収支予算書							

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。
- 2 関係法令に適合することを証する書類を添付すること。